| | |
|---|---|
| （五）　震災特別法第七条の規定による補助金 | （二十）　地域経済政策推進事業費補助金（自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業に係るものに限る。） |
| （六）　特定非営利活動法人等被災者支援交付金 | （二十一）　河川等災害復旧事業費補助（公営企業に係る水道事業及び下水道事業に係るものを除く。） |
| （七）　福島再生加速化交付金（公営企業に係る事業及び地方公共団体が実施する公的賃貸住宅の建設、買取り、改善等に係る事業に係るものを除く。） | （二十二）　観光関連復興支援事業費補助金 |
| （八）　被災者支援総合交付金 | （二十三）　ブルーツーリズム推進支援事業費補助金 |
| （九）　情報通信基盤災害復旧事業費補助金 | （二十四）　地域公共交通確保維持改善事業費補助金 |
| （十）　公立諸学校建物其他災害復旧費補助金 | （二十五）　復興庁設置法等改正法附則第八条の規定による補助金（管理の開始の日から起算して十年以内の公営住宅に対する事業に係るものに限る。） |
| （十一）　文化芸術振興費補助金 | （二十六）　災害公営住宅特別家賃低減対策費補助 |
| （十二）　海岸保全施設等災害復旧事業費補助 | （二十七）　放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物処理事業に係るものに限る。） |
| （十三）　共同利用漁船等復旧支援対策費補助金 | 三　（一）　警察法第三十七条第三項の規定による補助金（交通安全施設等整備事業に係るものに限る。） |
| （十四）　漁場等復旧支援対策費補助金 | （二）　水産資源管理対策事業費補助金 |
| （十五）　水産業振興対策地方公共団体事業費補助金 | （三）　国内食料供給対策事業費補助金（二の項（十六）に掲げるものを除く。） |
| （十六）　国内食料供給対策事業費補助金（放射性物質の影響緩和対策に係るものに限る。） | （四）　社会資本整備総合交付金 |
| （十七）　農業用施設災害復旧事業費補助 | |
| （十八）　農地災害復旧事業費補助 | |
| （十九）　中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金 | |

**○経済産業省令第四十二号**

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）の規定に基づき、並びにデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月二十七日

経済産業大臣　赤澤　亮正

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （表示） | （表示） |
| **第二十二条**　法第十三条第一項（子供用特定製品の場合にあつては、同項及び同条第三項）の主務省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第五の特定製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。 | **第二十二条**　法第十三条第一項（子供用特定製品の場合にあつては、同項及び同条第三項）の主務省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第五の特定製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。 |
| 一・二　（略） | 一・二　（略） |
| 三　別表第五第十三号から第十五号までの特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第八に定める様式の表示 | 三　別表第五第十三号の特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第八に定める様式の表示 |
| 四　（略） | 四　（略） |
| （聴聞の期日又は場所の変更） | （聴聞の期日又は場所の変更） |
| **第四十条**　行政庁が行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知をした場合（同条第四項の規定により通知をした場合を含む。）において、当事者は、やむを得ない理由があるときには、行政庁に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。 | **第四十条**　行政庁が行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知をした場合（同条第三項の規定により通知をした場合を含む。）において、当事者は、やむを得ない理由があるときには、行政庁に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。 |
| 2・3　（略） | 2・3　（略） |